

金沢スタジアム 指定管理者募集要項

金沢スタジアムは、スポーツの拠点として平成2年に金沢市制百周年記念事業の一環で開設した金沢城北市民運動公園において、平成3年に竣工し老朽化が進んでいる金沢市民サッカー場を、Jリーグ基準を満たす10,000席規模に改修し、北陸初のJリーグ規格を満たすフットボールスタジアムとして再整備した施設です。

金沢市スポーツ文化推進条例を具現化する施設として、一般利用からトップアスリートまで、誰もが利用でき親しむことができる新たなスポーツ交流拠点となり、また、臨場感あふれる観戦環境を実現するとともに、トップレベルの試合を目の前で体感することで子どもたちの夢と憧れの舞台となるような魅力的なスポーツ施設を目指しています。

金沢市では、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに、前述した内容の達成と効率的な管理が図られることを期待し、金沢スタジアムの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。



1. 施設の概要

- (1) 名 称 金沢スタジアム
- (2) 所 在 地 金沢市磯部町地内
- (3) 供用開始 令和6年2月(予定)
- (4) 施設規模及び内容
別紙のとおり
- (5) 使用期間 1月4日から12月27日まで
※芝生保護のため、フィールドを年間で使用できる日数は60日
～70日程度を想定しています。
- (6) 使用時間 午前9時から午後9時まで

※市長が、必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を伸縮し、又は使用期間において休業することができるものとします。

※施設の維持管理のために必要がある場合は、休業することができるものとします。

2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 金沢スタジアムの使用の許可に関すること
 - (2) 金沢スタジアムの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関すること
 - (3) 金沢スタジアムの施設及び設備の維持管理に関すること
 - (4) その他金沢スタジアムの管理上金沢市が必要があると認める業務
- ※ 詳細については、別紙「金沢スタジアム指定管理者の業務仕様書(以下「仕様書」という。)」を参照してください。

3. 指定期間

令和5年10月1日から令和8年3月31日まで

(令和6年2月予定の供用開始日前日までは、供用開始に向けた準備期間となります。)

また、指定期間中、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで、令和5年度は10月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。)

4. 指定管理者の自主事業の取扱い

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。(仕様書7.(4)⑧参照)

金沢スタジアムにおいては、芝生保護のためフィールドの年間使用可能日数に制限があるため、様々な利用形態により、年間を通じてフィールド内外を含めた施設全体

を有効活用できることを重視しています。

そのため、応募にあたっては指定管理者のノウハウを活かした積極的かつ多様な自主事業の提案を求めています。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※詳細については仕様書を参照してください。

【自主事業の想定例】

物販・頒布及び飲食物等の販売（移動販売車も可）、セミナー・スポーツ教室・スポーツイベント等の開催、備品等の有料レンタル、有料ロッカー、会場設営サービス事業、空きスペースの活用事業、等

(2) 広告事業について

金沢スタジアムでは、市が指定した壁面等を活用した広告事業を行うことができます。金沢スタジアムの壁面等を使用して常設広告を表示できる範囲は、別添資料1「金沢スタジアム常設広告提案可能範囲」のとおりですので、提案可能範囲で数量や仕様を含めて提案してください。

※広告事業の実施にあたっては、金沢市広告掲載要綱及び金沢市広告掲載基準の規定に基づいて行うものとし、広告主及び広告内容の決定に際しては、金沢市及び金沢スタジアムの命名権取得者と協議し、承認を得ることを条件とします。

※壁面等の使用には、目的外使用許可を必要とします。目的外使用料の算定にあたり、広告物の設置に使用した面積（広告枠、台座等を含む）は水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、その面積が1㎡に満たない場合は1㎡を最小数量とします。

(3) 自主事業剰余金及び広告料収入

指定管理者が応募段階で自主事業及び広告事業（以下「自主事業等」という。）の実施を企画し、事業実施の結果として自主事業剰余金及び広告料収入を見込んでいる場合において、当該自主事業剰余金及び広告料収入を当該施設の管理運営費に充当することを提案する場合には、収支予算書における収入の欄にそれぞれ「自主事業剰余金」「広告料収入」として計上してください。

(4) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際は予め市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

<参考>

金沢スタジアムにおける年間目的外使用料

屋外：4円/㎡、屋内：22円/㎡（R5年度時点）

5. ネーミングライツについて

金沢市では、金沢スタジアムについて、ネーミングライツ制度を導入する予定です。指定管理者には、ネーミングライツの実施に際し、次のとおりご協力頂きます。

- ・施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- ・指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に協力の要請を行うことを徹底することとします。
- ・ネーミングライツ導入に伴い、施設の看板や案内図等の表示変更等の工事を行うことがあります。この場合、市は事前に指定管理者と協議を行うこととします。

6. 指定管理料及び利用料金

- (1) 指定管理料は定額とし、会計年度ごとに支払います。
- (2) 施設の利用料金等については、全額、指定管理者の収入とします。

7. 応募資格及び欠格条項

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

(2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。ただし、代表団体の出資比率は50%以上であることが必要です。
- ③ 構成員の半数以上が、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。
- ④ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

(4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの

- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消しの日から 2 年を経過していないもの
- ④ 税を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条第 2 項及び第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

8. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

9. 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から 6 月 9 日（金）まで
（閉庁日を除く。午前 9 時から午後 5 時 45 分まで）

(2) 配布方法

①窓口での配布

金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課（金沢市役所第 1 本庁舎 2 階）

担当：高村

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL：076-220-2443

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

②市ホームページからのダウンロード

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/digitalgyoseisenryaku/ka/gyomuannai/5/52_1/index.html

10. 提出書類

- (1) 金沢市公園等指定管理者指定申出書（様式第1号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）、共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。
- (2) 金沢スタジアム指定管理者事業計画書（様式第2号）
- (3) 指定管理公園等の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号（その1））
指定管理公園等の管理に関する業務の収支予算書（令和5年度分）（様式第3号（その2））

記入に当たっては、仕様書に添付された「指定管理公園等標準管理運営費積算表」及び「指定管理公園等標準管理運営費積算表（令和5年度分）」を参考とし、収支予算書に指定予算額と記されている経費については各々の「標準管理運営費積算表」の金額を記入してください。
- (4) 申出団体概要調書（様式第4号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料も添付してください。
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) 申出団体の国税の納税証明書（令和5年4月以降に発行したもの）
- (8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）
- (9) 申出団体の経営状況に関する書類
申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表
（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）
- (10) 職員・従業員等調書（様式第7号）
- (11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）
- (12) 申出団体が ISO9001 の認証を取得している場合においては、認証取得証明書（写）
- (13) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、（1）～（4）はグループ名称で提出し、（5）～（14）は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

11. 応募者説明会

- (1) 内容

応募方法、応募書類及び指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等及びグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。

審査項目及び標準管理運営費積算表、その他資料は、説明会で配布します。

参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて2名以内とします。

説明会では、金沢スタジアムの施設見学を行います。

(ただし、竣工前のため可能な範囲で実施)

(2) 日時

令和5年5月10日(水) 午後2時から4時まで(午後1時半より受付)

(3) 場所

金沢プール(金沢市磯部町ハ55番地) 1階 会議室

(4) 参加申込

応募・現地説明会参加申込書(別記様式1)を電子メールで提出してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時45分までとします。

電子メール: sports@city.kanazawa.lg.jp

12. 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和5年5月10日(水)から6月9日(金)まで

(閉庁日を除く。午前9時から午後5時45分まで)

*郵送の場合は6月9日消印有効とします。

(2) 提出先

金沢市文化スポーツ局スポーツ振興課(金沢市役所第1本庁舎2階)

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL: 076-220-2443

(3) 提出物(次の①及び②のいずれも必要です。)

① 提出書類 各1部(日本工業規格A4サイズ)

② 上記提出書類のうち、様式第1号から様式第8号までの電子データを格納したCD-R(必ず応募者の名称を記載したラベルを貼付してください。)

13. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、以下の方法により質問を受け付けます。

質問は、質問書(別記様式2)に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、5月19日(金)午後5時45分までとします。

電子メール: sports@city.kanazawa.lg.jp

14. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査(書類審査)及び2次審査(面接審査(プレゼンテーション))の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービス向上」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、7月中旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を守る条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

（3）2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、7月下旬頃に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、8月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を守る条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

（4）選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

15. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会（令和5年度9月定例会に上程予定）で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

16. 留意事項

（1）応募に関する費用は、応募者の負担とします。

（2）提出書類の取扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要の場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

17. 問い合わせ先

金沢市文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課（金沢市役所第一本庁舎2階）

担当：高村

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2443

電子メール：sports@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

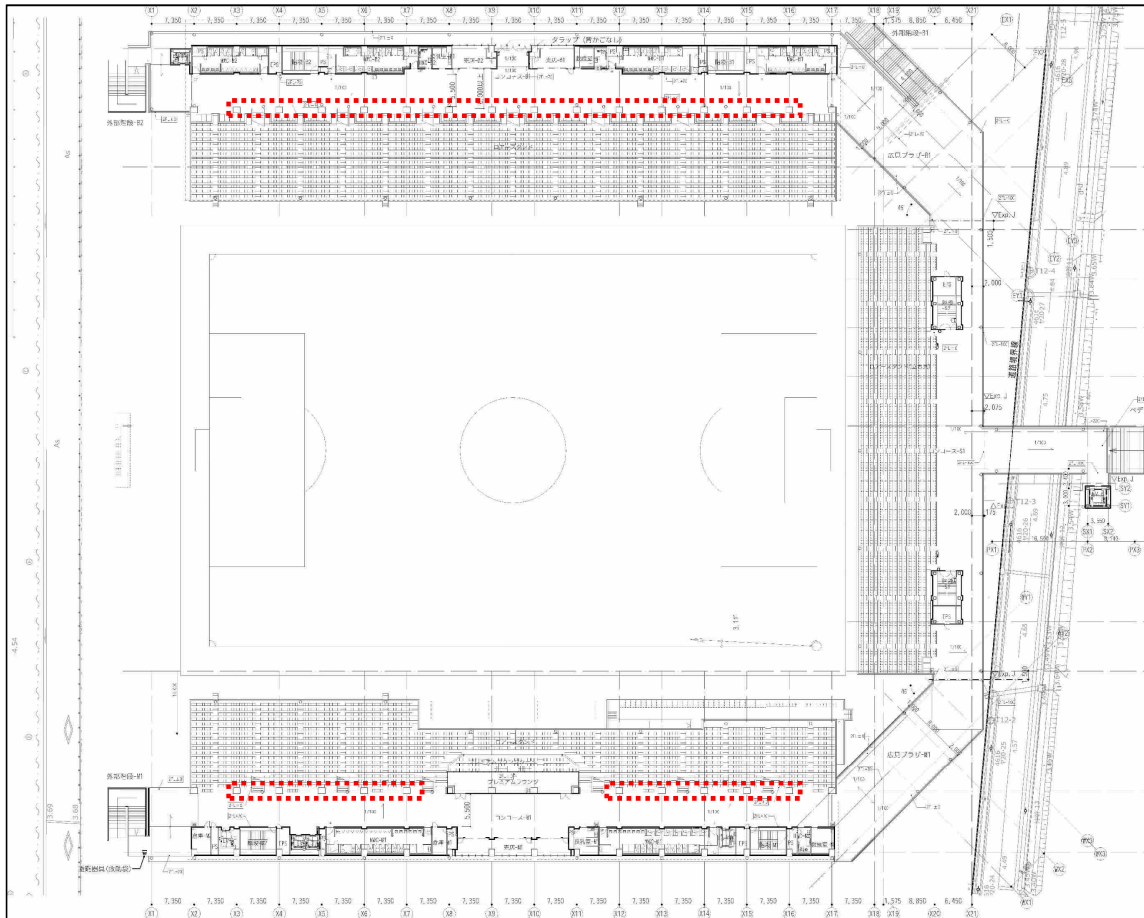
募集要項の配布期間	令和5年4月3日～6月9日
応募者説明会（施設見学）	令和5年5月10日
質問の提出期限	令和5年5月19日
応募書類の提出期間	令和5年5月10日～6月9日
1次審査（書類審査）	令和5年7月上旬
1次審査結果の通知	令和5年7月中旬
2次審査（面接審査）	令和5年7月下旬
2次審査結果（内定）の通知	令和5年8月中旬
指定管理者の指定	令和5年9月（令和5年度9月定例会議決後）
協定の締結、業務開始	令和5年10月1日

金沢スタジアム常設広告 提案可能範囲

(資料 1)

※電源の増設や受金物等の取付は、必要に応じて指定管理者側で負担してください

【2F】

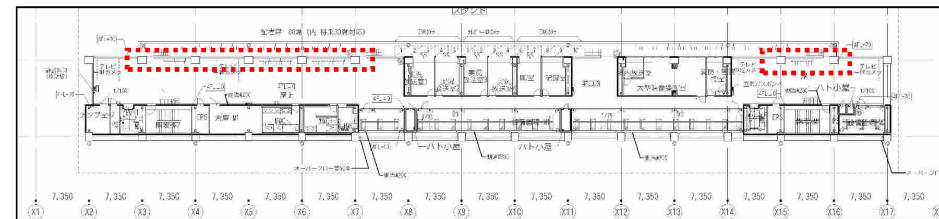


【3F (メインスタンド)】



- ・フィールド側の柱面（1面のみ）を利用可能

【4F (メインスタンド)】



- ・フィールド側の柱面（1面のみ）を利用可能

- ・コンコース内（赤枠部分）の柱周辺（4面とも）を利用可能